

## 入学者選抜制度の現状と課題について

- 現行の入学者選抜制度は、平成23年3月の入学者選抜制度検討協議会からの「入学者選抜制度の改善について（報告）」を受け、平成23年10月に「神奈川県公立高等学校入学者選抜制度改善方針」を公表し、平成25年度入学者選抜から実施している。

### <改善の経緯>

- ・ 平成16年度～24年度入学者選抜においては、前期選抜と後期選抜の複数の受検機会を設定しており、選抜に要する期間が1月から3月にかけて長期化していた。（平成22年度入学者選抜では、その期間が全日制の課程で40日間、定時制の課程では58日間）
- ・ 複数の選抜機会の設定に伴い、前期選抜で合格者が決定する一方、多くの不合格者が後期選抜を受検する現状があることから、前期選抜で不合格となった生徒の精神的負担が大きくなっているという指摘があった。また、前期選抜合格者の入学までの期間の学習意欲の低下についての指摘もあった。
- ・ 各学校の選考基準の事前公表など、選抜方法や選考基準の明確化に取り組んでいたが、受検者や保護者にとっては複雑で分かりにくいといった指摘もあった。
- ・ 前期選抜においては、学力検査を実施せず、面接を中心とした選抜が行われていたことから、学力検査を受検していないことでの学力の低下等が懸念された。

### <以前の入学者選抜制度からの改善の考え方>

- ・ 生徒自らの希望に基づく志願を確かなものとするために、これまでの前期選抜、後期選抜の特性を生かして一体化し、全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程に、全課程同日程の「共通選抜」を設定する。
- ・ 公立高校における学びを幅広く提供するために、定時制の課程及び通信制の課程においては、共通選抜の後に「定通分割選抜」を設定する。
- ・ 中学校教育と高等学校教育の接続という視点から、新しい学習指導要領が求める学力として示された「基礎的・基本的な知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度（学習意欲）」の3つの学力要素を的確に把握するため、共通の検査として、学力検査及び面接を実施することを原則とする。
- ・ 共通の検査として実施する面接においては、調査書の記載事項等を踏まえ、生徒の特性や長所なども含め、総合的な意欲を測る。
- ・ 各学校の特色ある教育展開を踏まえた選抜の方法として、共通の検査に加え、各学校が特色に応じて総合的な能力や特性をみる検査を実施することができるものとする。
- ・ 選抜の資料として、中学校から高等学校への接続を図る観点から、調査書の評定を活用するとともに、すべての実施した検査の結果を使用するものとする。その際、各学校の特性や生徒の個性を生かすため、資料ごとに取り扱う割合を変えることができる。

## <入学者選抜の現状と課題>

### (1) 面接検査について

- ・ 学校や学科によっては受検者の志望に係る意思を聞き取ることが必要
- ・ 中学校における学習に対する意欲については、面接ではなく別の方法で見取することも可能と考えられる
- ・ 10分程度の短い時間で、生徒が主体的で協働的な経験をしたかどうかを見取るのは困難なのではないかという指摘や、多くの受検者の面接評価が中間的な評価になりがちであるとの指摘もある
- ・ 令和3年度から全面実施となった中学校学習指導要領では、学校教育法第30条に示された学力の3つの要素に基づき、すべての教科等の目標や内容が「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理され、学校教育をとおして育成を目指す資質・能力が明確化された
- ・ 中学校学習指導要領に基づき実施される観点別学習状況の評価において、評価の観点が「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体的に学習に取り組む態度」の3つに整理された
- ・ こうしたことも踏まえ、入学者選抜において評価・判定に用いる受検者の資質・能力について、再整理し、その活用について検討することが必要

### (2) 実施期間の現状

- ・ 令和3年度入学者選抜における願書受付開始日（窓口受付）から合格発表日までの日数
  - 共通選抜のみを実施している高等学校で33日間
  - 定通分割選抜も併せて実施している高等学校で51日間  
（郵送受付開始日からの日数）
  - 共通選抜のみを実施している高等学校で36日間
  - 定通分割選抜も併せて実施している高等学校で54日間
- ・ 高等学校に在籍する生徒への影響の視点
  - 共通選抜のみを実施する高等学校
    - 学力検査及び面接、採点の実施による臨時休業が5日間
    - 検査前日の準備、合格者決定の会議のための午前授業等による授業時数の減少が2から3日間となっている学校が多い
  - 特色検査を実施している高等学校
    - 学力検査、特色検査、面接、採点の実施による臨時休業が6日間に及ぶ
  - 定通分割選抜を併せて実施している高等学校
    - 学力検査、面接等による臨時休業が2日間となっている学校が多い
- ・ 定通分割選抜の合格発表日は、公立中学校の卒業式よりも後の期日となっている。

- ・ 入学者選抜の実施期間、検査等の実施に伴う臨時休業等の日数の状況は、受検者、中学校教育だけでなく、高等学校に在学する生徒の学習への影響も大きくなっている。

(3) その他の課題について

- ・ 全日制公立高等学校で欠員が生じた校数、欠員数は増えている状況

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
欠員が生じた校数	18 校	34 校	41 校	37 校
欠員数	338 人	615 人	1071 人	1039 人

このような状況の原因として考えられることとして、

- ① 私立高等学校への学費補助等の支援が充実してきているということもあり、私立高等学校を志望する中学生が増加している
  - ② 私立高等学校を志望する中学生の増加と併せて、公立高等学校のうちの一部の学校に多くの志願者が集中する状況が生じ、そうした学校で不合格となった生徒が私立高等学校に進学する状況が生じている
  - ③ 中学生の進路に関するニーズが多様化し、広域通信制高等学校を志望する中学生が増加している
- ・ 公立高等学校の特色に基づく選抜方法として推薦による選抜についての意見もあるが、一方で選抜日程が長期化する懸念がある
  - ・ 面接の在り方と、選抜日程の短縮に向けた共通選抜、定通分割選抜といった選抜の在り方について検討することが必要

<新型コロナウイルス感染症への対応について>

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、次のような変更、対応策を実施

- ・ 学力検査の出題範囲の一部除外
- ・ 志願手続きの郵送対応
- ・ 学力検査当日の感染症対策の徹底
- ・ 合格発表の Web システム導入
- ・ 感染等により学力検査を受検できなかった受検者を対象とした「追加の検査」及び「追加の二次募集」の導入

上記の感染防止対策について、

- ・ 志願手続きの郵送対応について、受け取る高等学校においては、受検者を待たせることがないため、落ち着いて業務を行うことができたなど、概ね好意的に受けとめ
- ・ 中学校では志願者の願書をまとめる作業が加わったため例年よりも一週間前倒しのスケジュールとなったが、日程について事前に生徒へ周知できていたため、混乱等なく対応できたと受けとめ
- ・ 検査会場の座席数を減じることで受検者間の距離を確保したが、密を避けることにより、受検者に安心して受検してもらうために必要な対策であった
- ・ 志願手続きの郵送対応や Web 発表については、新型コロナウイルス感染症対策の一つとして実施することになったが、感染防止対策と切り離しても、受検者の負担軽減の視点から有効な方策と考えられる
- ・ 感染状況によっては、受検者の感染リスクの低減のために、面接を中止することも考えられる